

平成30年における難民認定者数等について

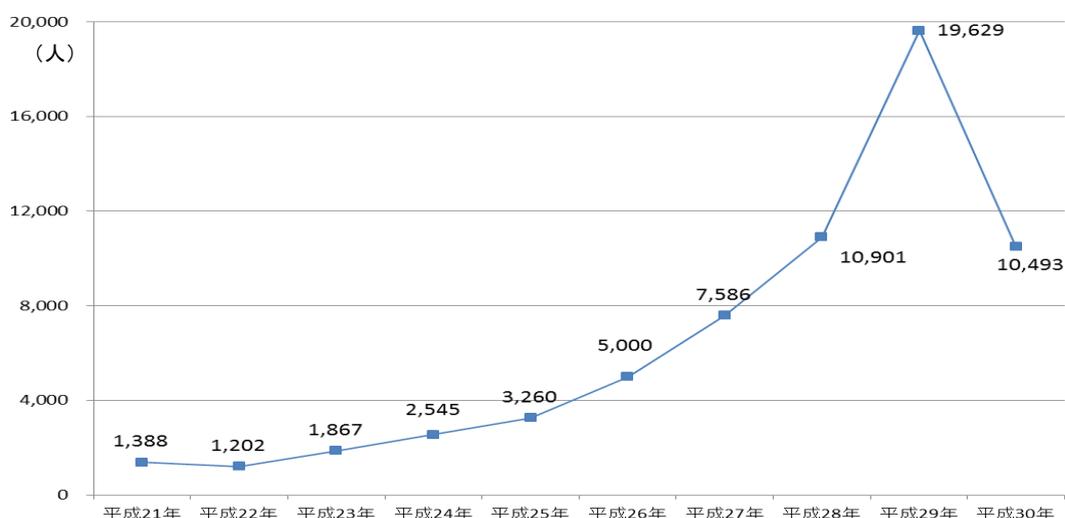
1 難民認定申請者数及び審査請求数

(1) 難民認定申請者数

ア 難民認定申請を行った外国人（以下「申請者」という。）は、近年は毎年、対前年比で約50%増と急増し、特に平成29年には対前年比で約80%増の19,629人となり過去最多を記録しましたが、平成30年の申請者数は10,493人となり、前年に比べて9,136人（約47%）減と大幅に減少しました。申請者数が前年に比べて減少したのは、平成22年以来、8年ぶりとなります。

表1及び図1：難民認定申請者数の推移 (人)

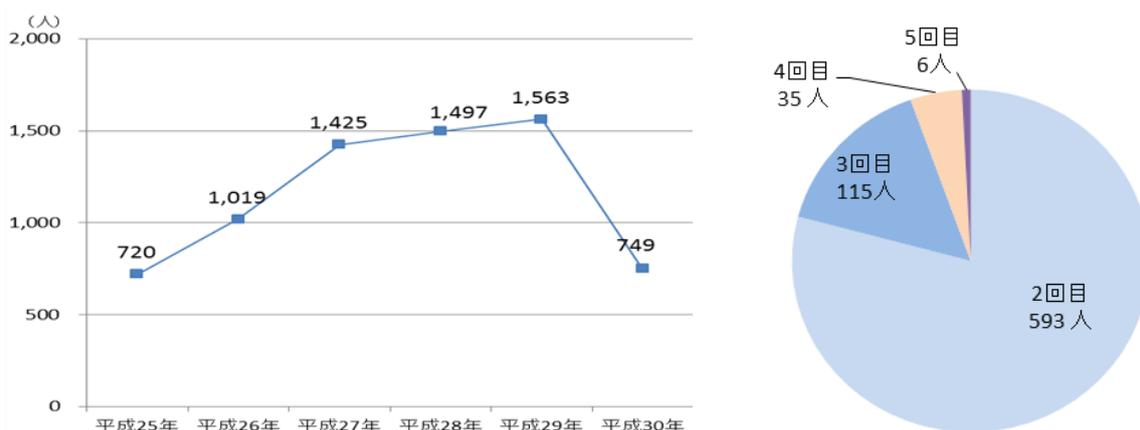
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
申請数	1,388	1,202	1,867	2,545	3,260	5,000	7,586	10,901	19,629	10,493



イ 申請者のうち、約7%に当たる749人が、過去に難民認定申請を行ったことがある申請者（以下「複数回申請者」という。）であり、申請回数が最多の複数回申請者は5回目の申請となっています。複数回申請者のうち、申請時に在留資格を有しない非正規在留者であった者が約31%（231人）を占めています。

表2及び図2：複数回申請者数の推移 (人)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	2回目	3回目	4回目	5回目
申請数	720	1,019	1,425	1,497	1,563	749	593	115	35	6



ウ 申請者の国籍は74か国にわたり、前年の82か国から8か国の減少となっています。主な国籍は、ネパール、スリランカ、カンボジア、フィリピン、パキスタンとなっています。これら上位5か国からの申請数は、前年に比べて約41%減少していますが、申請者総数の約55%を占めており、申請者の多くが特定の国籍に集中しています。

他方、昨年6月に国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）がプレスリリースした「グローバル・トレンドズ2017」において世界で難民認定申請者を多く出しているとされる上位5か国（世界の申請者の約33%を占める。）からの申請者数は50人（内訳：アフガニスタン7人、イラク3人、シリア9人、ベネズエラ2人、コンゴ民主共和国29人）にとどまり、我が国での申請者の多くが、大量の難民・避難民を生じさせるような事情がない国々からの申請者となっています。

表3：国籍別難民認定申請者数の推移

(人)

	平成28年		平成29年		平成30年		前年比増減率	申請数全体に占める割合
	申請数	順位	申請数	順位	申請数	順位		
1	インドネシア	1,829	フィリピン	4,895	ネパール	1,713	18.1%	16.3%
2	ネパール	1,451	ベトナム	3,116	スリランカ	1,551	-30.3%	14.8%
3	フィリピン	1,412	スリランカ	2,226	カンボジア	961	24.5%	9.2%
4	トルコ	1,143	インドネシア	2,038	フィリピン	860	-82.4%	8.2%
5	ベトナム	1,072	ネパール	1,451	パキスタン	720	53.5%	6.9%
6	スリランカ	938	トルコ	1,195	ミャンマー	656	-31.8%	6.3%
7	ミャンマー	650	ミャンマー	962	インドネシア	634	-68.9%	6.0%
8	インド	470	カンボジア	772	トルコ	563	-52.9%	5.4%
9	カンボジア	318	インド	601	インド	549	-8.7%	5.2%
10	パキスタン	289	パキスタン	469	バングラデシュ	542	23.7%	5.2%
11	バングラデシュ	242	バングラデシュ	438	ベトナム	527	-83.1%	5.0%
12	ガーナ	174	中国	315	中国	308	-2.2%	2.9%
13	中国	156	イラン	120	カメルーン	203	107.1%	1.9%
14	ナイジェリア	108	ガーナ	106	ナイジェリア	98	27.3%	0.9%
15	イラン	107	カメルーン	98	ウガンダ	62	-8.8%	0.6%
16	カメルーン	66	チュニジア	87	チュニジア	58	-33.3%	0.6%
17	チュニジア	63	ナイジェリア	77	イラン	56	-53.3%	0.5%
18	セネガル	45	セネガル	75	ガーナ	50	-52.8%	0.5%
19	ウガンダ	39	ウガンダ	68	セネガル	49	-34.7%	0.5%
20	コンゴ民主共和国	39	タイ	65	タイ	40	-38.5%	0.4%
21	ギニア	38	モンゴル	61	モンゴル	32	-47.5%	0.3%
22	エジプト	31	コンゴ民主共和国	35	コンゴ民主共和国	29	-17.1%	0.3%
23	モンゴル	29	ギニア	26	ギニア	26	0.0%	0.2%
24	タイ	21	エジプト	24	スーダン	15	15.4%	0.1%
25	エチオピア	13	エチオピア	22	エチオピア	13	-40.9%	0.1%
—	その他	158	その他	287	その他	178	-	1.7%
総数		10,901		19,629		10,493	-46.5%	100.0%

エ 申請者の申請時における在留状況は、正規在留者が10,085人（申請者総数の約96%）、非正規在留者が408人（同約4%）であり、正規在留者が大半を占めています。

正規在留者の在留資格は、観光等を目的として入国した「短期滞在」が6,105人、「技能実習」が1,339人、自ら出国する意思を表明し、その準備のための期間を求めて在留の許可を受けた後に難民認定申請に及んだ「特定活動（出国準備期間）」が1,084人、「留学」が851人、難民認定申請を繰り返す「特定活動（難民認定申請中）」が297人となっています。

このうち、「技能実習」及び「留学」からの申請者は、前年に比べて50%以上減少したほか、複数回申請者である「特定活動（難民認定申請中）」からの申

請者も、前年に比べて約58%減少しており、いずれも申請者総数の減少率（約47%）を上回る減少となっています。

また、非正規在留者からの申請者については、前年に比べて約55%減少しており、申請者総数の減少率を上回る減少となっています。主な国籍は、トルコが最も多く、非正規在留者の約14%を占め、次いでスリランカ（約11%）、イラン（約9%）、ナイジェリア（約7%）、ネパール（約7%）となっています。

表4：在留資格別難民認定申請者数の推移

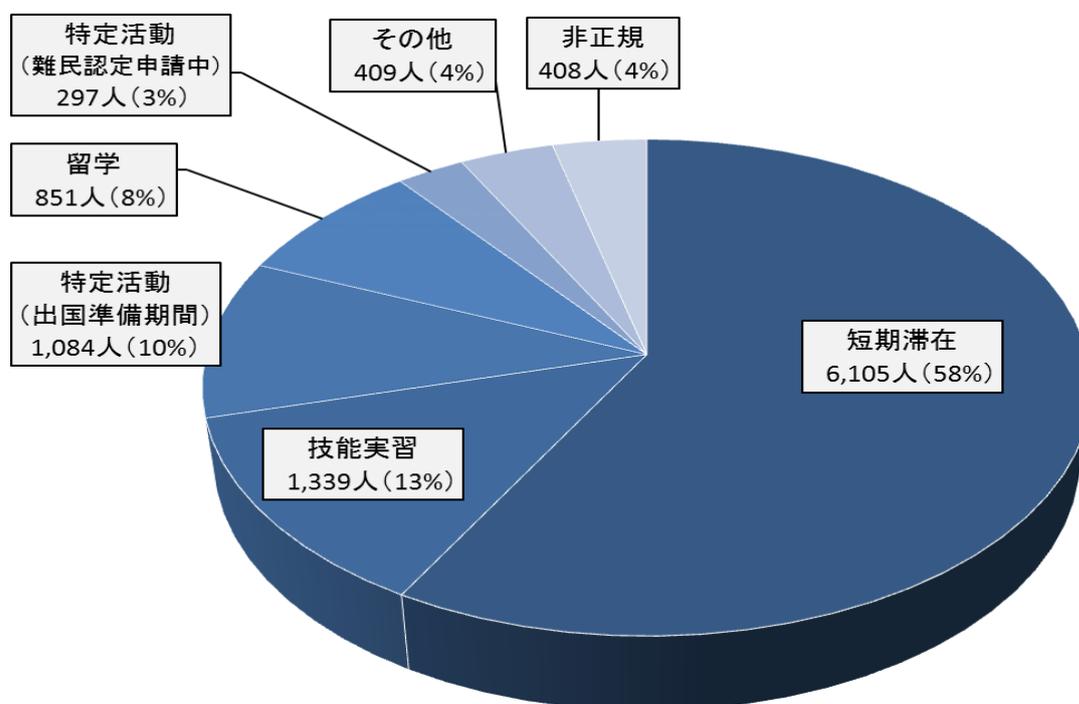
(人)

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	対前年増減率	申請数全体に占める割合
正 規		4,134	6,394	9,702	18,716	10,085	-46.1%	96.1%
在留資格	短期滞在	1,813	2,882	5,395	11,323	6,105	-46.1%	58.2%
	技能実習	414	731	1,106	3,037	1,339	-55.9%	12.8%
	特定活動 (出国準備期間)(注1)	-	-	436	1,019	1,084	6.4%	10.3%
	留学	699	1,413	1,399	2,036	851	-58.2%	8.1%
	特定活動 (難民認定申請中)	628	849	784	706	297	-57.9%	2.8%
	その他	580	519	582	595	409	-31.3%	3.9%
非正規(注2)		866	1,192	1,199	913	408	-55.3%	3.9%
総 数		5,000	7,586	10,901	19,629	10,493	-46.5%	100.0%

(注1) 本統計上、「特定活動(出国準備期間)」については、平成26年から平成27年までは未集計のため、「その他」に含まれています。

(注2) 「非正規」は在留許可を有していない外国人を指します。

図3：在留資格別難民認定申請者数の内訳



オ 申請者の男女の内訳は、男性7,801人（申請者総数の約74%）、女性2,692人（同約26%）となっており、男性の比率が高くなっています。

また、男女別の年齢の構成比は、男性及び女性ともに20代、30代の順に多く、20歳から39歳までの年齢の申請者が占める割合は、男性で約76%、女性で約77%となっています。他方、未成年の申請者は少なく、男性で約6%、女性で約12%にとどまっています。

図4：男女別・年齢別の難民認定申請者数の内訳

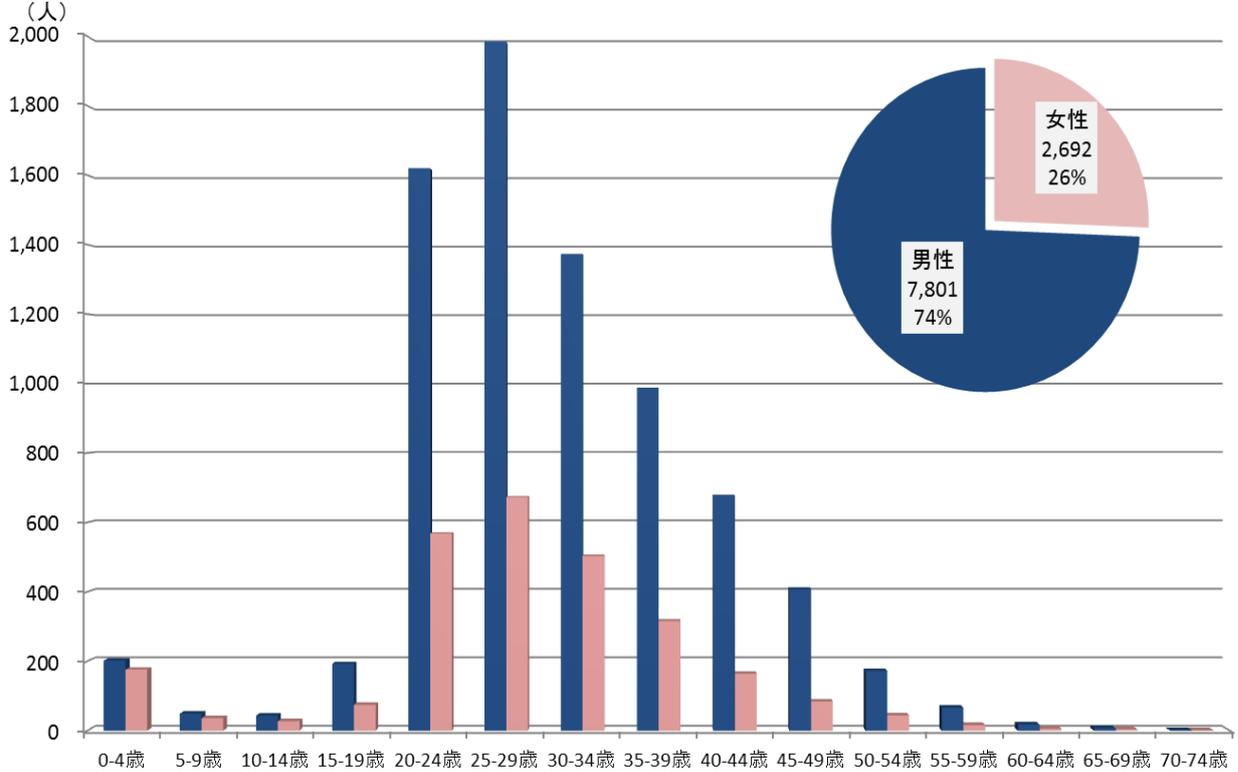
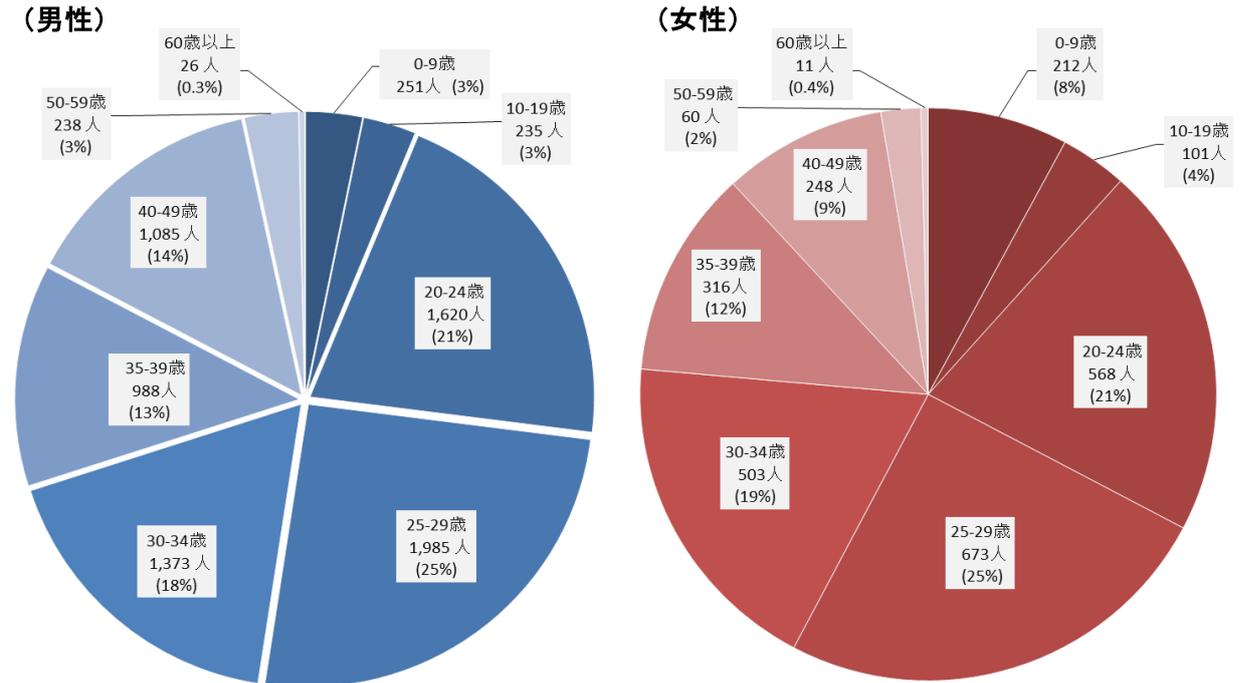


図5：男女別・年齢の構成比



カ 難民認定申請を受け付けたときは、申請書の記載内容等により申請案件の振分けを行い、振分け結果に応じて迅速処理の対象とするとともに、在留を認めない措置や就労を認めない措置を執っています。

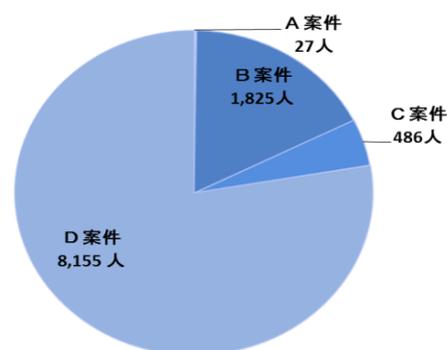
難民認定申請案件の振分け状況は、A案件（難民である可能性が高いと思われる案件又は本国情勢等により人道上の配慮を要する可能性が高いと思われる案件）が27人、B案件（難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を主張している案件）が1,825人、C案件（再申請である場合に、正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返している案件）が486人、D案件（上記以外の案件）が8,155人となっています。

振分けの段階で明らかに濫用・誤用的な申請と判断された案件（B・C案件）が申請者総数に占める割合は、前年の約34%から約22%に減少しています。

（注）申請書の記載内容等によって、申請案件の振分けを行っているため、インタビュー等の調査の結果、申請の受付時に振り分けられた分類と別の分類に振り分けられる場合があります。

表5及び図6：地方入国管理官署における振分け状況

振分け区分	平成30年	
	振分け数（人）	総数に占める割合
A案件	27	0.3%
B案件	1,825	17.4%
C案件	486	4.6%
D案件	8,155	77.7%
総数	10,493	100.0%



(2) 審査請求数

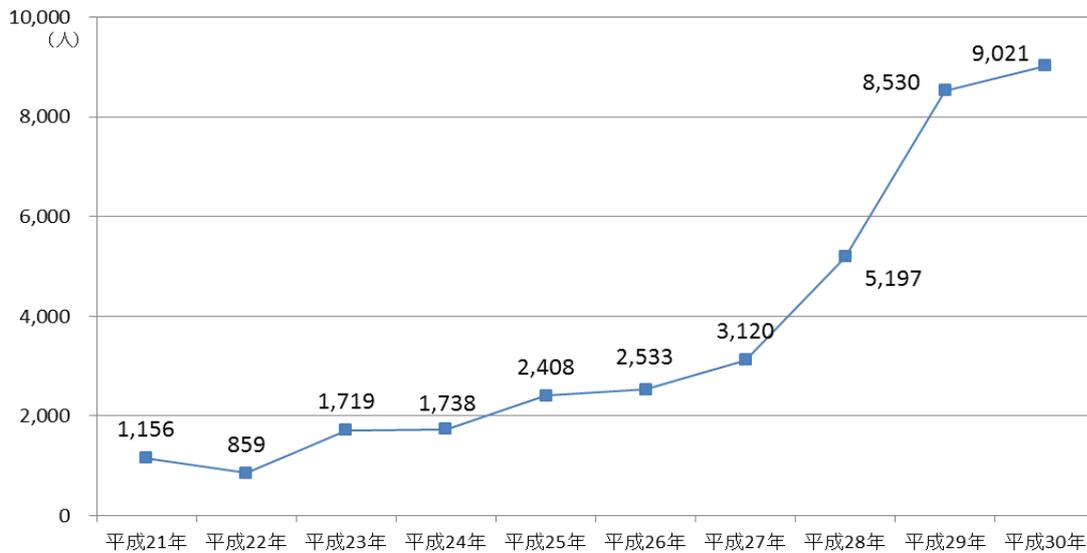
ア 平成30年の審査請求数は9,021人で、前年に比べて491人(約6%)増加しました。

(注) 難民の認定をしない処分に対する不服申立ては、平成28年4月1日に施行された改正入管法により、従来の「異議申立て」から「審査請求」に改められました。

表6及び図7：審査請求数の推移

(人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
審査請求数	1,156	859	1,719	1,738	2,408	2,533	3,120	5,197	8,530	9,021



イ 審査請求人の国籍は60か国にわたり、前年の62か国から2か国減少しました。主な国籍はフィリピン、ネパール、インドネシア、ベトナム、スリランカです。このうち、上位5か国だけで審査請求人全体の約73%、上位10か国だけで同じく約92%を占めており、審査請求人の大半が特定の国籍に集中しています。

表7：国籍別審査請求数の推移

(人)

順位	平成28年		平成29年		平成30年		前年比 増減率	構成比
	国籍	人数	国籍	人数	国籍	人数		
1	インドネシア	1,229	ベトナム	1,788	フィリピン	2,198	33.5%	24.4%
2	ネパール	939	フィリピン	1,646	ネパール	1,520	9.5%	16.8%
3	ベトナム	690	ネパール	1,388	インドネシア	1,047	-16.1%	11.6%
4	トルコ	575	インドネシア	1,248	ベトナム	947	-47.0%	10.5%
5	フィリピン	355	トルコ	657	スリランカ	862	196.2%	9.6%
6	スリランカ	348	ミャンマー	351	トルコ	752	14.5%	8.3%
7	ミャンマー	280	スリランカ	291	ミャンマー	399	13.7%	4.4%
8	インド	189	バングラデシュ	218	カンボジア	241	322.8%	2.7%
9	バングラデシュ	162	パキスタン	210	インド	176	179.4%	2.0%
10	パキスタン	119	ナイジェリア	89	中国	174	-	1.9%
11	イラン	55	イラン	88	パキスタン	145	-31.0%	1.6%
12	ナイジェリア	49	ガーナ	79	バングラデシュ	137	-37.2%	1.5%
13	ガーナ	44	インド	63	チュニジア	61	5.2%	0.7%
14	カメルーン	30	チュニジア	58	ナイジェリア	43	-51.7%	0.5%
15	カンボジア	19	カンボジア	57	ガーナ	38	-51.9%	0.4%
-	その他	114	その他	299	その他	281	-	3.1%
総数		5,197		8,530		9,021	5.8%	100.0%

2 処理の状況

(1) 難民認定申請（一次審査）

ア 難民認定申請の処理数は13,502人であり、前年に比べて2,129人（約19%）増加しました。処理数が申請数を上回ったのは、平成23年以来、7年ぶりとなります。

その内訳は、難民と認定した者（以下「認定者」という。）38人、難民と認定しなかった者（以下「不認定者」という。）10,541人、申請を取り下げた者等2,923人となっています。

イ 不認定者の国籍は67か国にわたり、主な国籍は、フィリピン2,664人、ネパール1,759人、インドネシア1,480人、スリランカ1,080人、ベトナム981人、トルコ769人、ミャンマー325人、カンボジア273人、中国244人、インド214人となっています。

ウ 申請を取り下げた者等の数は急増しており、前年の1,612人と比べて約81%増となっており、処理数の約22%を占めています。主な国籍は、フィリピン902人、ネパール411人、インドネシア210人、ベトナム207人、スリランカ194人、トルコ150人、インド144人、ミャンマー140人、中国140人、パキスタン108人となっています。

主な取下げ理由は、「問題が解決したため」、「帰国するため」、「他の在留資格への変更が許可されたため」などとなっており、申請を取り下げた者の約80%が出国し、約15%が本邦に不法に残留し続けています（平成31年2月1日時点）。

(2) 不服申立て

ア 不服申立ての処理数は8,171人であり、前年に比べて3,780人（約86%）増加しました。その内訳は、不服申立てに「理由あり」とされた者（認定者）4人、「理由なし」とされた者（不認定者）6,013人、不服申立てを取り下げた者等2,154人となっています。このうち、不服申立てを取り下げた者等の数は、処理数の約26%を占めています。

イ 「理由なし」とされた者（不認定者）の国籍は67か国にわたり、主な国籍は、ベトナム1,933人、フィリピン1,403人、インドネシア1,057人、ネパール545人、トルコ241人、スリランカ181人、ミャンマー167人、バングラデシュ82人、パキスタン75人、インド58人となっています。

(3) 平均処理期間

一次審査の平均処理期間は約13.2月、不服申立ての平均処理期間は約18.0月となっています。

3 難民認定者及び人道配慮による在留許可者数

難民認定手続の結果、我が国での在留を認めた者は82人となっています。その内訳は、次のとおりです。

(1) 認定者数は、一次審査での認定者38人及び不服申立てで「理由あり」とされた者（認定者）4人を合わせた42人で、前年に比べて22人増となっています。

国籍の内訳は、コンゴ民主共和国13人、イエメン5人、エチオピア5人、アフガニスタン4人、中国4人、イラン3人、シリア3人、ウガンダ1人、エリトリア1人、コロンビア1人、ブルンジ1人、無国籍1人となっています。

(2) 難民とは認定しなかったものの人道的な配慮を理由に在留を認めた者は40人で、前年に比べて5人減となっています。そのうち、本国の情勢等を踏まえて在留を認めた者は16人であり、その国籍の内訳は、パキスタン4人、イラク3人、イ

エメン2人，シリア2人，中国2人，エジプト1人，ソマリア1人，ミャンマー1人となっています。

4 仮滞在許可の運用状況

仮滞在を許可した者は38人で，前年に比べて3人増となっています。

仮滞在の可否を判断した人数は977人で，許可とならなかった者の主な理由は，

- ・本邦に上陸した日（本邦にある間に難民となる事由が生じた者にあつては，その事実を知った日）から6か月を経過した後に難民認定申請をしたこと…665人
- ・逃亡するおそれがあると疑うに足りる相当の理由があること…301人
- ・既に退去強制令書の発付を受けていたこと…378人

となっています（注2）。

（注1）「仮滞在許可」とは，不法滞在中の難民認定申請者の法的地位の安定化を図ることを目的として，不法滞在者から難民認定申請があつた場合に，出入国管理及び難民認定法第61条の2の4第1項に定める除外事由に該当する場合を除き，その者に仮に本邦に滞在することを許可する制度です。仮滞在の許可を受けた者については，難民認定手続中は退去強制手続が停止され，收容されている場合は，收容を解かれます。

（注2）1人の申請者について許可しなかつた理由（除外事由）が複数ある場合は，そのすべてを計上しています。

5 難民認定申請（一次審査）における申立て内容

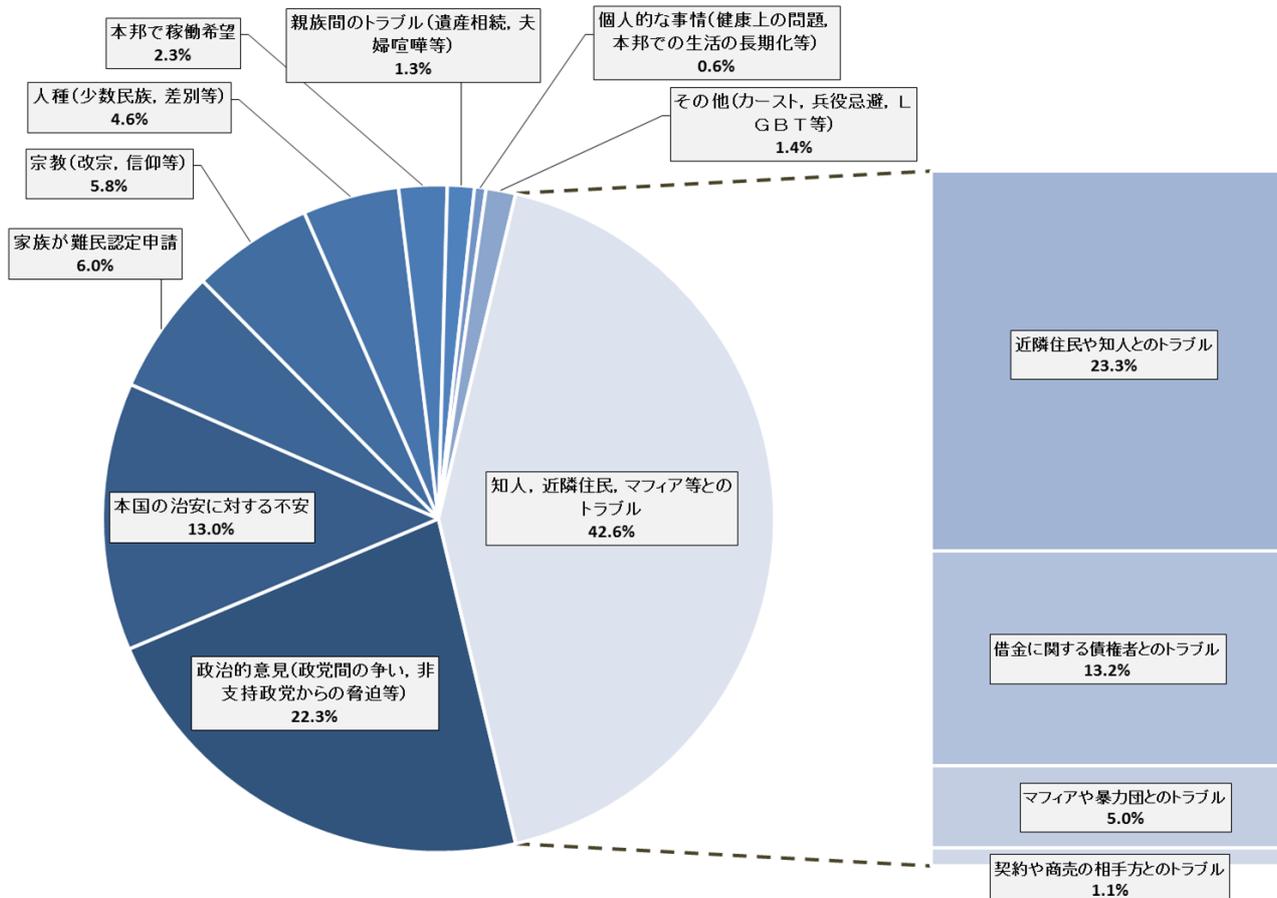
(1) 認定者の申立て事例

- ・本国において、性暴力被害者の支援や調査、性暴力防止活動を行うNGO団体のメンバーとして、被害女性の支援活動を行っていたところ、警察官から同団体の事務所を襲撃されて拘留され、性的暴行を受けた上、拘留先から逃亡したため、警察に捜索されている。

(2) 不認定者の主な申立て

- ・知人、近隣住民、マフィア等とのトラブルを申し立てるもの（不認定者全体の約43%。以下同じ。）
- ・政治的意見を理由に、本国政府や対立政党の関係者から危害を加えられるおそれを申し立てるもの（約22%）
- ・本国の治安に対する不安を申し立てるもの（約13%）
- ・家族が難民認定申請中であることを申し立てるもの（約6%）
- ・特定の宗教を信仰していることや改宗に起因する迫害のおそれを申し立てるもの（約6%）
- ・人種を理由とした迫害のおそれを申し立てるもの（約5%）
- ・本邦での稼働を希望するもの（約2%）

図8：不認定者（一次審査）の主な申立て内容の内訳



(注) 具体的な認定事例及び不認定事例については事例集を参照してください。